

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 令和3年2月24日  
最終更新日 令和3年2月24日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年1月1日
国立大学法人名		静岡大学
法人の長の氏名		石井 潔
問い合わせ先		総務部総務課 054-238-4405
		<a href="mailto:soumusoumu@adb.shizuoka.ac.jp">soumusoumu@adb.shizuoka.ac.jp</a>
URL		<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/index.html</a>

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>令和2年度第9回経営協議会（令和2年11月25日開催）で国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の公表スケジュール等を説明し、令和2年度第10回経営協議会（令和3年1月27日開催）で適合状況等に関する報告書を審議し、承認された。</p> <p><b>【経営協議会からの意見】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般企業のコーポレート・ガバナンスについても試行錯誤しながら対応している。国立大学のガバナンスの体制がどうあるべきか議論が必要である。こういう大学を目指しています、それを実現するための体制としてガバナンス・コードを設けて対応している、という主張ができるようなものがよいと考える。ガバナンス・コードは大学経営を見直す一つの視点にはなるかと思う。</li> <li>2. 出来ていない項目については優先順位を決めて計画的に対応していく必要がある。</li> <li>3. 経営協議会において通常の審議事項、報告事項だけではなく、テーマ性をもった議題の設定など、会議の在り方を検討いただきたい。</li> </ol> <p><b>【意見への対応状況】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学が策定したビジョン、目標・戦略の実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制について、PDCAサイクルを実行し、取組を進める。</li> <li>2. 現時点において、出来ていない事項については、実施に向けて検討を進める。経営協議会でいただいた意見を元にPDCAサイクルを実行し、継続して各原則を点検して精度を高める。</li> <li>3. 経営協議会において通常の審議事項、報告事項だけではなく、テーマ性をもった議題の設定などを行う。</li> </ol>

<p>監事による確認</p>		<p>経営協議会に陪席を求め、適合状況等に関する報告書の審議状況を確認された。また、適合状況等に関する報告書の説明を受け、確認された。</p> <p><b>【監事からの意見】</b></p> <p>1. ガバナンス・コードは広範かつ多岐に渡るため、基本原則の「最大の関係者である学生に対する教育研究を通じた付加価値の高い経験の付与」ならびに「研究活動を通じた学外への貢献（新たな学術的・社会的・経済的価値の創出）」に沿って、重要度や緊急性、リスクの大小等に応じ優先順位を定め、着実に体制を整備されたい。</p> <p>2. 出来ていない事項が一部あり、ガバナンス機能が正しく維持されているか、日々の点検を励行願いたい。</p> <p><b>【意見への対応状況】</b></p> <p>1. 本学が策定したビジョン、目標・戦略の実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制について、PDCAサイクルを実行し、取組を進める。</p> <p>2. 現時点において、出来ていない事項については、実施に向けて検討を進める。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p><b>【補充原則 1 - 2 ② IRの活用】</b>                      第 4 期中期目標・中期計画の評価指標の設定において、IR機能の活用を検討中。また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンススペースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や資源配分方策の見直しに反映させる仕組みについては、第 4 期中期目標期間中の整備を検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 1 - 3 ③ 総合的な人事方針の策定】</b>                      教員人事に係る総合的な人事方針について、第 4 期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 総合的な人事方針の策定及び公表】</b>                      教員人事に係る総合的な人事方針について、第 4 期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いの人材の育成方針の策定及び公表】</b>                      第 4 期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p>
		<p><b>【原則 2 - 3 - 1 法人の長を補佐する理事、副学長等の役割】</b>                      第 4 期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 2 - 3 - 1 ③ 学部長・研究科長等の法人の長の支え】</b>                      第 4 期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 3 - 1 - 1 ② 経営協議会へ自大学の強みの情報提示】</b>                      令和 3 年度の実施に向け検討中。</p>
		<p><b>【補充原則 3 - 4 - 1 ① 監事の常勤化】</b>                      「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて（最終とりまとめ）」（令和 2 年 1 2 月）等の監事の常勤化の指摘等を踏まえて、検討する予定。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学では、本学の果たすべき役割や大学の方針を示した「静岡大学の理念と目標」を策定・公表するとともに、地域を志向した大学改革を推進することを宣言した「地域志向大学」宣言を公表している。また、中期目標・中期計画についても「静岡大学の理念と目標」等の内容が反映されたものとなっている。</p> <p>これらの目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みが整っている。</p> <p>静岡大学の理念と目標：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf</a></p> <p>静岡大学の「地域志向大学」宣言：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/pdf/manifesto.pdf</a></p> <p>静岡大学の中期目標・中期計画一覧：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf</a></p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みを整えており、これらの検証結果等については「業務の実績に関する報告書」で公表している。</p> <p>業務の実績に関する報告書：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#b6">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#b6</a></p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>国立大学法人の運営に関しては、経営・教学双方について最終的な権限と責任を学長が有することを前提として、法令に則り、経営の重要事項は経営協議会、教育研究の重要事項は教育研究評議会の審議を経るプロセスとするなど、各組織等の権限と責任を明確にしている。</p> <p>各組織等の具体的な設置の趣旨、権限等については、学内規則で規定しており、それらを掲載した静岡大学規則集をW e bで公表している。また、大学運営に関する主要な組織に関して、大学運営組織図を公表している。</p> <p>静岡大学規則集：<a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/</a>            大学運営組織図：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(2)                      教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「静岡大学教職員像」（平成20年11月）において、本学が求める教職員像が示されているが、職員人事に関しては、大学運営に意欲的に取り組んでいく人材の確保・育成を取り進めるため人事の基本的な方針「国立大学静岡大学事務職員人事方針」（平成30年5月）を定めている。</p> <p>また、教員人事に関しては、教育・研究・社会連携の発展を目指すため、教員組織の硬直化を避け、優秀で多様な人材を確保する観点から、常勤教員に占める若手教員、女性教員及び外国人教員等の目標比率を中期計画に定めており、当該目標の達成に向けて各種対応としてダイバーシティレポート制度（女性研究者採用促進）、クロスアポイントメント制度等の対応を基に改善を進めている。</p> <p>教員人事に係る総合的な人事方針について、第4期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p> <p>静岡大学教職員像：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/kyouin/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/kyouin/index.html</a>                      国立大学静岡大学事務職員人事方針  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/20180508_jimujinji.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/20180508_jimujinji.pdf</a>                      中期目標・中期計画一覧：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf</a>                      (2020年度)ダイバーシティレポート制度（女性研究者採用促進）実施要項：  <a href="http://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/2020diversity.pdf">http://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/wp-content/uploads/2020/11/2020diversity.pdf</a></p>
<p>補充原則1-3⑥(3)                      自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>国立大学法人静岡大学の中期計画において、予算、収支計画及び資金計画等を定めており、公式Webサイトで公開している。</p> <p>中期目標・中期計画一覧：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf</a></p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③                      教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>国立大学法人法に基づき、毎事業年度決算にかかる財務諸表、事業報告書、決算報告書を作成し、官報及び公式Webサイトで公開している。また、財務状況及び活動状況等を分かりやすく記載した「財務レポート」を作成し、同Webサイトで公開している。</p> <p>財務諸表等：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>戦略的な大学経営や本学を取り巻く課題解決に資するため学長を補佐する体制の充実が重要との基本認識をしており、平成31年4月に従前学生支援・リスク管理担当の副学長1名を学生支援担当及びリスク管理担当の担当毎に副学長2名を配置するとともに新たに総務・財務・施設担当の副学長1名を配置した。</p> <p>また、本学の戦略的な意思決定等に資するために設置されたIR室（平成28年10月設置）に学長補佐を配置し、法人経営の一翼を担わせるとともに、次代を担う経営人材の育成を図っている。</p> <p>法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針について、第4期中期目標期間中の策定に向け検討中。</p> <p>役職員・副学長：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html</a> IR室構成員：<a href="https://ir.shizuoka.ac.jp/organization">https://ir.shizuoka.ac.jp/organization</a></p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>理事を教育・附属学校園担当、研究・社会産学連携担当、企画戦略・情報・人事担当、学長特命事項担当として任命し、また、副学長を総務・財務・施設担当、学生支援担当、リスク管理担当、評価担当、ダイバシティ推進担当、国際戦略担当として任命し、責任・権限を明確にして公式W e bサイトで公表している。</p> <p>なお、理事のうち2人を、副学長のうち1人を、学外者から任命して学内外から適材適所の人材を配置している。</p> <p>また、副学長のうち女性2人を任命して男女のバランスを考慮している。</p> <p>役職員・副学長：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html</a></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は月に2, 3回程度開催していて、議事録は次回の役員会で承認され次第速やかに公式W e bサイトで公表している。</p> <p>諸会議議事録等：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html</a></p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>理事のうち2人を、副学長のうち1人を、学外者から任命していて、学内外から適材適所の人材を配置している。</p> <p>また、副学長のうち女性を2人任命していて、男女のバランスを考慮している。</p> <p>役職員・副学長：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の外部委員は、教育に深い知見・実践経験を有する方、自治体において行政や教育の経験を有する方、企業経営に知見・経験を有する方、大学の経営に知見・経験を有する方、法曹界等、法律関係に広い知見を有する方、その他、多様な知見・経験を有する方から選考していて、ダイバシティの観点も考慮している。また、全国的な視野、地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考している。</p> <p>経営協議会では、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員が出席できるようにあらかじめ翌年度の開催日程を提示している。また、会議開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保している。</p> <p>経営協議会委員： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html#keiei">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html#keiei</a></p> <p>国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員選考方針： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/senkouhoushin.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/senkouhoushin.pdf</a></p> <p>国立大学法人静岡大学経営協議会における運営方法の工夫： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/uneihouhou.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/uneihouhou.pdf</a></p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>次期学長候補者を選考する以前に選考に係る基準を作成し、公表している。</p> <p>次期学長候補者を選考した後に選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考会議：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a></p> <p>次期静岡大学長の選考に係る基準： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/pdf/criteria/selection_rule_20200515.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/pdf/criteria/selection_rule_20200515.pdf</a></p> <p>国立大学法人静岡大学学長候補者の選考結果： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/20201020_kaiken.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/20201020_kaiken.pdf</a></p>
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>国立大学法人静岡大学学長選考規則第5条第1項で再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無を規定している。</p> <p>「学長の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、再任の回数は原則として、1回とする。」</p> <p>学長選考会議：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a></p> <p>国立大学法人静岡大学学長選考規則： <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame11000085.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame11000085.htm</a></p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>国立大学法人静岡大学学長の解任手続に関する規則を整備している。</p> <p>学長選考会議：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a></p> <p>国立大学法人静岡大学学長の解任手続に関する規則： <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000545.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000545.htm</a></p>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>国立大学法人静岡大学学長の業績評価に関する規則を整備して、4年任期の2年終了時に中間評価を実施し、3年終了時に最終評価を実施していて、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該結果を公表している。</p> <p>学長選考会議：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a></p> <p>国立大学法人静岡大学学長の業績評価に関する規則： <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000544.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000544.htm</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていない。
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>国立大学法人静岡大学内部統制規則を整備して、内部統制委員会を置き、内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策を審議している。</p> <p>国立大学法人静岡大学内部統制規則：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000603.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000603.htm</a></p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>大学運営・情報公開・調達情報、教育・研究・社会連携活動等の情報を公式Webサイトのトップページから直接リンクされており、サイドナビにわかりやすく分類して公表している。また、トップページに新着のニュース・イベント欄を設け、様々な最新情報を掲載している。</p> <p>公式Webサイトトップページ：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/index.html</a></p>
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>各学部・大学院・研究所、図書館・附属施設、学生生活、就職、入試、国際交流等の情報を各Webサイトを設け、公式Webサイトのトップページからリンクして公表している。さらに、トップページのヘッダー部分に「受験生向け、一般向け、官公庁・企業向け、卒業生向け、在学生向け」それぞれの対象に分類して直接リンクを貼り、わかりやすい工夫をしている。</p> <p>公式Webサイトトップページ：<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/index.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4 - 1②                      学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>1. 学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠</p> <p>(1) 本学では、多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、そのような人材を育成するため、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組むことを「理念と目標」として掲げ推進している。</p> <p>なお、本学の「理念と目標」は、公式Webサイトで公表している。                      静岡大学の理念と目標：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf</a></p> <p>(2) 「学位授与の方針」において、学位授与の条件として身に付けることが必要な資質や能力を示し、それらを学生が身に付けるために編成したカリキュラムの内容等を「教育課程編成・実施の方針」において示している。「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」は、公式Webサイトで公表している。                      静岡大学の3つの方針（ポリシー）／学部：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_f.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_f.html</a>                      静岡大学の3つの方針（ポリシー）／大学院：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_g.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_g.html</a></p> <p>2. 学生の満足度</p> <p>学士課程及び修士課程の学生を対象に、2019年10月1日から11月14日を調査期間として「2019年度学びの実態調査」を実施した。この調査では、授業実施方法やカリキュラム（科目体系）等についての満足度を聴取し、集計結果の概要を以下サイトで公表している。                      学生の満足度 グラフ一覧：  <a href="https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction">https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction</a></p> <p>なお、「2020年度学びの実態調査」は2020年10月1日から11月16日を調査期間として実施し、集計結果の概要は2021年3月に公表する予定である。</p> <p>3. 学生の進路状況</p> <p>学生の進路状況については、公式Webサイトで公表している。</p> <p>(1) 学部生進路状況（令和元年度卒業（令和2年5月1日現在））：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_dept.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_dept.html</a></p> <p>(2) 大学院生進路状況（令和元年度修了（令和2年5月1日現在））：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_graduate.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_graduate.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html</a></li> <li>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報                      該当なし</li> <li>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報                      該当なし</li> </ul>